

就学援助の入学前支給のお知らせ

令和7年度に公立の小・中学校に入学予定のお子様の保護者で、就学援助の要件に該当し、指定期日までに申請された方に、就学援助のうち新入学に必要な「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給を実施します。

■入学前に新入学児童生徒学用品費等の支給を受けることができる方

次の1～3すべての要件に該当する方

1. 認定基準日である令和7年4月1日に、岩出市に居住している予定の方
2. 4月に公立の小学校又は中学校に入学予定のお子様がいる方
3. 裏面「支給対象者の要件」のいずれかの項目に該当する方

■受付期間

令和7年1月6日（月）～令和7年2月3日（月）

※小学校へ提出の場合は1月7日（火）～

■申請場所

岩出市役所 1階 岩出市教育委員会教育総務課

（郵送可。令和7年2月3日（月）までの消印有効）

午前8時45分から午後5時30分まで（土日、祝日除く）

※中学校入学予定の場合は、所属する市内小学校への提出も可能です。

（小学校へ提出の場合は午後4時30分まで）



■申請に必要なもの

- ①令和7年度就学援助費受給申請書（新入学児童生徒学用品費等入学前支給用）
- ②要件項目（該当事項）が確認できる証明書類（※裏面の表参照）
- ③新入学児童生徒学用品費等の受給に係る誓約書
- ④振込先口座の確認書類（通帳の写し等）



■支給時期等

支給時期：令和7年3月上旬予定

支給方法：保護者の口座に直接振込みます。

支給金額：お子様1人につき・・・小学校 57,060円、中学校 63,000円

■注意事項

- ・3月31日以前に岩出市外へ転出される場合や、4月に公立の小・中学校へ入学されない方は申請しないでください。
- ・新入学児童生徒学用品費等の支給をしたあとに、市外へ転出等で4月1日までに申請
(裏面へつづく)

要件に該当しなくなった場合は、既に支給した新入学児童生徒学用品費等を返還していただきます。

- ・今回、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を申請し、認定を受けられた方は、令和7年度就学援助も引き続き認定となります。(別途申請は不要です)
- ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を申請されない場合でも、令和7年度就学援助を申請し4月から認定となった場合は、入学後に新入学児童生徒学用品費等を支給します。

■郵送先及び問合せ先

申請書等を郵送される場合は、必要書類を封筒に入れ、下記住所へ郵送してください。

〒649-6292

和歌山県岩出市西野209番地

岩出市教育委員会 教育総務課 行

問合せ先 岩出市教育委員会 教育総務課 Tel 0736-62-2141

■支給対象者の要件

申請要件	申請書に添付する証明書類
① 児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書の写し(全面)
② 令和6年度に生活保護を停止又は廃止された方 ※指示違反による場合は対象外	保護決定通知書の写し
③ 令和6年度において、市民税が非課税で、障害者、ひとり親、寡婦のいずれかに該当する方	非課税証明書等の非課税を証する書類(障害者、ひとり親、寡婦のいずれかの記載がある書類を提出してください。 ※未申告の場合は申告必要 ※保護者全員分必要
④ 令和6年度において国民年金保険料を免除されている方	減免を証する書類又はその写し ※保護者全員分必要
⑤ 令和6年度において災害等により次の税(市民税、個人事業税、固定資産税)のいずれかを減免された方	減免を証する書類又はその写し
⑥ 令和6年度において岩出市国民健康保険税の減免に関する規則により国民健康保険税の10分の10を減免されている方	減免を証する書類又はその写し

※同居の方の所得により就学援助を受けられない場合があります。

(参考)同居の方の所得限度額は、児童扶養手当の扶養義務者等所得限度額と同じです。